

## 農事組合法人の申告について

一定の農事組合法人が行う農業については、事業税が非課税とされています。  
申告に際しては、次の書類を併せてご提出くださるようご協力お願いいたします。

提出書類		備考
① 所得金額に関する計算書 (第6号様式別表5)	○	—
② 農事組合法人の所得金額計算書	○	—
③ 貸借対照表・損益計算書(※)	○	※損益計算書の計上金額と計算書に記載された金額が一致しない場合は、確認できるものを添付してください。
④ 法人税申告書別表4又は別表4の2付表	○	—
⑤ 法人税勘定科目内訳明細書 「雑益・雑損失の内訳書」	○	—
⑥ 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書 (第6号様式別表9)	△	・欠損金が生じた場合 ・欠損金を控除する場合
⑦ 農地所有適格法人要件調査書	○	—

◎県外本店法人については、①のみ提出が必要です。